

大津支部からのお知らせ

平成31年4月

事業者の皆様へ

公益社団法人滋賀労働基準協会大津支部長

「低圧電気取扱業務に係る特別教育」のご案内

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会大津支部の事業運営につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、滋賀県内では、毎年、電気取扱による感電災害が発生し、労働基準監督署も取扱者の教育の徹底を求めています。このような災害防止として、労働安全衛生法第59条第3項及び労働安全衛生規則第36条4号では、「事業者は、①低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は②配電盤室等の場所の充電部分が露出している開閉器の操作の業務(注:電路の開閉を行うもので通常「スイッチ」と呼ばれるナイフスイッチ、手元スイッチ、電磁スイッチ、配線遮断器等で電気が通じている部分が露出しているものの操作業務)に労働者を就かせる時は、当該労働者に特別教育を実施しなければならない(「低圧電気取扱業務特別教育」)」と定められています。特に低圧電気取扱による感電死亡災害は全体の約6割近くを占めている現状にあります。

つきましては、今回当支部におきまして事業者に代わり標記の特別教育を下記により実施しますので、新入社員や新しくこの業務に就かれる方又は教育未実施の方は、ぜひこの機会に受講していただきますようご案内いたします。

なお、本教育の開催について構内協力事業場に対しても、周知と受講勧奨を併せてお願い申し上げます。

記

- 日時 2019年6月20日(木) 8時45分から17時45分まで
- 会場 滋賀労働基準協会 研修室
大津市打出浜13番15号 笹川ビル4階 (TEL 077-522-1786)
(会場地図は、後日受講票とともに送付させていただきます。)
- 対象者 低圧電気(直流750V以下、交流600V以下)を取り扱う業務(前述②充電電路が露出している開閉器操作の業務)に新たに就かせようとする者及び教育未実施の者を対象とします。
なお、本教育では開閉器の操作の業務のみを行う者として「1時間の実技教育」を行います。が、前述①開閉器操作の業務以外の充電電路の敷設若しくは修理の業務に従事する場合には、今回の教育とは別に低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について「7時間以上の実技教育」が必要です。
- 定員 80名 (なお、申込締切日前でも先着順で定員になり次第締め切ります。)
- 申込み方法 次頁申込書により5月31日(金)まで(ただし、先着順、定員で締切)
〒520-0806 大津市打出浜13番15号 笹川ビル4階
公益社団法人 滋賀労働基準協会 大津支部へお申し込みください。
(TEL 077-522-1786、FAX 077-522-1453)

[次頁へ]

この講習会の詳細(内容・カリキュラム等)につきましては、直接、(公社)滋賀労働基準協会 大津支部(Tel:077-522-1786)へお問合せください。申込、取消、変更などにつきましては、本部とは異なりますのでご注意ください。

6 受講料 1名につき8,760円(テキスト代及び弁当代を含む)但し、会員外は、9,840円

7 次のいずれかにより6月7日(金)までに納付してください。

(1) 現金又は現金書留(受講申込書を持参又は同封してください。)

(2) 銀行振込 ・滋賀銀行 膳所駅前支店 (普) 039054

(又は) ・関西みらい銀行 びわこ営業部 (普) 316638

(社)滋賀労働基準協会大津支部 あて

(注)振込手数料は申込者のご負担をお願いします。又、請求書は原則発行いたしませんのでご了承ください。

8 その他

(1) 受講票の送付は、2019年5月末の申込以降になります。

(受講予約状況・天候等で中止する場合がありますので、ご注意ください。)

(2) 所定の科目修了者には、「修了証」を交付します。

(3) 会場には駐車場がありません。公共交通機関をご利用のうえお越しください。

(JR膳所駅より徒歩15分、または京阪電鉄石場駅より徒歩5分)

*お車でお越しの場合は、近隣の有料駐車場をご利用ください。

(4) 昼休憩時間が短いので昼食弁当を用意しております。

以上

申込FAX番号:077-522-1453

(2019.4用)

「低圧電気取扱業務特別教育」受講申込書

公益社団法人滋賀労働基準協会の〔 会員 ・ 会員外 〕(←どちらかに○印)

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	昭和・平成 年 月 日	〒
	昭和・平成 年 月 日	〒
●本教育を知られた方法は⇒ <input checked="" type="checkbox"/> を <input type="checkbox"/> 大津支部からのお知らせ <input type="checkbox"/> 当協会のホームページ		
●今後希望する研修・教育があれば記載を⇒		

(注意) ①「修了証」作成のため、お名前は楷書で正確にご記入願います。

②受講者の変更は、前日までにご連絡ください。

③欠席、遅刻、早退の場合は、受講料を返還いたしません。

④お知らせいただいた個人情報、本教育の目的以外に使用することはありません。

上記の者の受講を申し込みます。

2019年 月 日

事業場名

所在地 〒

申込担当者

電話番号:

FAX 番号:

公益社団法人 滋賀労働基準協会大津支部長 殿

受講料納入方法	名	円	現金(書留)	銀行振込予定	月	日
---------	---	---	--------	--------	---	---